

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は、公正かつ効率的な経営を行う上でもコーポレート・ガバナンスが重要な課題であると認識しております。経営における意思決定の内容及び過程を明確にし、利害関係者の意思や利益を適切に反映していくよう努めております。

また、経営の監督と業務執行を分離し、迅速性の高い経営を行うことを可能とするため、2005年6月に委員会等設置会社(2015年5月1日会社法改正により指名委員会等設置会社)へ移行しました。

#### 機関の内容

1)取締役数は9名(うち社外取締役7名)及び執行役8名により構成しております。経営監視及び業務執行の仕組みとしましては、株主総会において選任された取締役で構成する取締役会が、重要な会社の意思決定と執行役の監督を行い、経営を監視し、取締役会により選任された執行役が、担当業務ごとに権限が強化され、迅速で効率的な業務執行を行っております。

2)各委員会(指名委員会、報酬委員会、監査委員会)の概要として、「指名委員会」は株主総会に提出する取締役の選任案及び解任案を決定し、「報酬委員会」は取締役及び執行役の報酬等を決定し、「監査委員会」は取締役及び執行役の職務執行の監査及び監査報告を行い、会計監査人の選任案及び解任案を決定します。

3)各委員会は、過半数が社外取締役で構成されており、その独立性も確保されております。各委員会及び取締役会は原則2ヶ月に1回開催し、それぞれ連携をとりながら取締役会の監督機能を強化しております。

4)社外からも管理機能を高めるため、顧問契約のある法務コンサルタント、税理士と情報を密にし、リーガルチェックとアドバイスを受けるとともに、会計監査人へ経営情報を報告し、適時適切に監査が行えるよう努めております。

なお、当社は、興亜監査法人が会計監査を行っております。業務の執行は指定社員の近田 直裕、氏家 美千代の両名と、補助者として公認会計士7名で行っております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

#### 【補充原則1-2】

当社は、株主総会の2週間前までに招集通知を発送しております。今後株主が総会議案の検討に必要な時間を十分に確保することができるよう3週間前までに招集通知を発送するよう努めてまいります。またTDnetや自社のウェブサイトによる電子的公表についても同様に早期開示に取り組んでまいります。

#### 【補充原則1-2】

当社は、現状の株主構成を鑑みて議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳を行っておりません。今後の株主動向を踏まえて検討してまいります。

#### 【補充原則3-1】

当社は、海外投資家等の比率が低いと、英語での情報開示について行っておりません。今後の海外投資家等の比率を踏まえて検討してまいります。

#### 【補充原則4-1】

当社は、現在のところ最高経営責任者等の明文化した後継者計画は作成しておりません。後継者につきましては、人格・見識・経験・能力等を総合的に勘案した上で、取締役会において慎重に審議を行い選任することとしております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【原則1-4 政策保有株式】

当社は、保有の意義・合理性が認められる場合を除き、原則として上場株式を政策保有株式として保有しません。政策保有株式を取得する場合及び保有した場合には、保有の意義・合理性について発行会社との企業連携や事業シナジーが見込めるか、また保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかを毎年個別銘柄ごとに検証したうえで判断することとしております。

#### 【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社における関連当事者間取引は第三者との取引条件と同様であり、会社や株主共同の利益を害するような取引は行いません。また、当社役員に対して一年毎に関連当事者間取引の有無について監視する仕組みを設けております。

#### 【補充原則2-4】

当社は、ダイバーシティ推進を重要な経営戦略のひとつとして位置づけ、多様な人材が働きがいを持って活躍するための取り組みを推進しております。女性活躍推進においては、女性のリーダーシップ機会の創出と、従業員が育児や介護などをしながら安心して働き続けられるように、環境整備に取り組んでおります。また、ソーシャルインクルージョンへの取り組みとして、高齢者・障害者雇用の維持・促進を行っております。

女性管理職比率(目標)2030年3月までに15%(2023年3月末時点、7%)  
女性従業員比率(目標)2030年3月までに35%(2023年3月末時点、26%)

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定拠出年金制度を導入しております。当社はアセットオーナーとして企業年金の積立て等の運用には関与しておりませんが、従業員に対して資産運用に関する研修を実施しております。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

(1) パーパス

- ・世界を花で笑顔にする

企業理念

- ・事業を通して暮らしにうおいを提供し豊かな社会文化を創造します。
- ・事業を通して利益を伸ばし全社員の豊かでゆとりある生活を実現します。

経営ビジョン

- ・社会・環境にも配慮した、花と緑の物流・サービスを提供します。
- ・花と緑のある生活文化を支え、人々のクオリティ・オブ・ライフ向上に尽くします。
- ・花き生産技術・風土の持続的な発展に貢献します。
- ・花き業界全体および地域社会の繁栄のために、公平・公正な経営を行います。
- ・全社員が互いに個性と多様性を尊重し、自己の成長機会を得られる職場にします。

経営計画(KPI)

当社はKPI(重要業績評価指標)として以下を定めております。

- ・取扱高
- ・売上高
- ・営業利益
- ・取扱高営業利益率
- ・当期純利益
- ・自己資本比率

詳細につきましては、当社HPの中期経営計画をご参照ください。

<https://otakaki.co.jp/ir/ir-type/ir-managementplan/>

(2) 当社は、株主を始めとするすべてのステークホルダーから信頼される企業グループであるために、コーポレートガバナンスの充実が重要な課題と認識しております。各原則の要求に真摯に取り組む事を基本方針とし、実施しないまたは速やかに実施できない原則についてはその理由等を開示いたします。

(3) 役員報酬については、報酬委員会が報酬の妥当性に関する審議を行い決定しております。執行役が受ける報酬については、基本報酬と賞与で構成され、賞与は業績を参考に決定しております。また取締役が受ける報酬については、その主な職務が監督機能であり、業務執行から独立した立場であることから基本報酬のみとしております。

(4) 指名委員会が株主総会に提出する取締役の選解任に関する内容を決定しております。

【社内取締役選任基準】

- ・当社の業務に関し専門知識を有すること
- ・経営判断能力および経営執行能力に優れていること
- ・指導力、判断力、先見性、企画力に優れていること
- ・取締役としてふさわしい人格・識見を有すること
- ・取締役としての職務を遂行するにあたり健康上の支障がないこと

【社外取締役選任基準】

- ・経営者としての豊富な経験を有すること、もしくは法律もしくは会計、財務の職業的専門家としての地位に就いている者であること
- ・会社代表者からの独立性を保つことができる者であること
- ・社外取締役としてふさわしい人格・識見を有すること
- ・社外取締役としての職務を遂行するにあたり健康上あるいは業務上の支障がないこと

【取締役解任基準】

- ・法令または定款に違反する行為、またはそのおそれのある行為を行った場合
- ・故意または重過失により会社に重大な損害を生じさせる行為を行った場合
- ・忠実義務に反して取締役が自己もしくは第三者の利益を図る行為を行った場合
- ・会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合
- ・取締役候補者選任基準を満たさなくなった場合
- ・その他上記各号に準ずる場合

(5) 上記(4)に基づき取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての理由は、株主総会招集通知参考書類に記載しております。なお、取締役の個々の解任についての説明については、公明かつ透明性の高い手続きを経て合理的な説明をし、説明責任を果たすべきであると考えております。

【補充原則3 - 1】

当社は循環型社会に向けて環境に配慮した物流を行っております。卸売市場として取引総数の最小化を図り、サプライチェーン上の総移動距離を短くすることでCO2排出量削減に努めており、梱包材等廃棄物のリユース/リサイクルステーションとしての役割も果たしております。

また、会社と社員が共に持続的に成長できるよう、働き甲斐と働きやすさの両立を目指して職場環境の整備に取り組んでまいります。社員が互いに個性と多様性を尊重する風土の醸成の下、グローバルな人材の育成に注力してまいります。

【補充原則4 - 1】

当社は、経営の執行と監督の分離を行い執行役による迅速な意思決定を可能にするとともに、取締役会の監督強化を図るため、指名委員会等設置会社形態を採用しております。取締役会は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、経営の基本方針の決定、法令・定款等に定められた重要事項の決定を行っております。上記以外の業務執行に関しては執行役に委任しております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法及び東京証券取引所が定める独立性判断基準に基づくとともに、企業経営等の専門領域における豊富な経験や知識を有し、当社の経営課題について積極的に意見を表明することができる人物を独立社外取締役の候補者として選定しております。

【補充原則4 - 10】

当社は指名委員会等設置会社のため、該当しません。

【補充原則4 - 11】

取締役候補者の指名に際しては、豊富な経験と高い見識を有している者であることに加え、さまざまな職務歴・専門分野を考慮し、偏りのない多様な観点から当社の企業価値向上に資すると考えられる者を選出しております。

特に社外取締役候補者には、財務・会計に関する専門的知識・知見等、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と高い見識を有している候補者を1名以上選任すべきと考えております。また、多角的な視点から2021年度より女性取締役を1名増員しております。各候補者の選任理由については、株主総会招集通知に記載することとしております。

各取締役のスキル・マトリックスについては当社HPをご参照ください。

[https://otakaki.co.jp/comp\\_about/](https://otakaki.co.jp/comp_about/)

【補充原則4 - 11】

当社の取締役は、その役割・責任を適切に果たすために十分な時間・労力を充てております。現状、他の上場会社の役員を兼任している取締役はおりません。

【補充原則4 - 11】

当社は、取締役全員に以下の4項目についてアンケートを実施しました。

- ・取締役会の構成
- ・取締役会の運営
- ・取締役会を支える体制
- ・社外取締役への情報提供

アンケート回答を基に取締役会において取締役会の実効性評価・分析を行った結果、取締役会の実効性は確保できていると評価いたしました。今後も毎年アンケートを実施し、取締役会のさらなる実効性向上に努めてまいります。

【補充原則4 - 14】

当社は、取締役がその役割を果たすために必要とされる経済情勢、業界動向、法令順守、コーポレートガバナンス及び財務会計その他の事項について十分な理解を深めるために外部セミナーへの参加を推奨しております。またその費用については会社負担としております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との建設的な対話を実現するため、執行役管理本部長を担当に定めております。財務・経理・総務の各チームが管理本部長と連携して、株主からの対話の申込みに対応し、担当執行役の補助を行っております。株主との対話の結果は適宜取締役会に報告し共有する体制をとっております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社大森園芸ホールディングス	1,640,000	32.23
東京青果株式会社	500,100	9.82
小杉 圭一	480,000	9.43
株式会社大森園芸	400,000	7.86
磯村 信夫	160,000	3.14
大田花き従業員持株会	159,500	3.13
株式会社都立コーポレーション	156,000	3.06
柴崎 太喜一	142,700	2.80
株式会社南関東花き園芸卸売市場	105,000	2.06
札幌花き園芸株式会社	100,000	1.96

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

#### 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

#### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9名

#### 【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数	7名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k



各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	7	0	2	5	社内取締役
報酬委員会	7	0	2	5	社外取締役
監査委員会	3	0	0	3	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数	8名
--------	----

兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
磯村 信夫	あり	あり			なし
小杉 圭一	なし	なし	×	×	なし
萩原 正臣	なし	なし	×	×	なし
吉武 利秀	なし	なし	×	×	なし
金子 和彦	なし	なし	×	×	なし
浅沼 建夫	なし	なし	×	×	なし
平野 俊雄	なし	なし	×	×	なし
加藤 了嗣	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
---------------------------	----

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

当社は、監査体制の確立のため「監査委員会の職務を補助する使用人に関する規程」を設け、当該使用人の執行役からの独立性を確保しております。

使用人の規程におきまして、この監査委員会の職務を補助する使用人に関して、1.転入及び転出 2.人事考課 3.給与 4.その他不当な制約を受けることのないこと、を定めてあります。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査委員会は、取締役及び執行役の職務執行の監査及び監査報告を行い、会計監査人の選任案及び解任案を決定します。構成する委員は3名で、社外取締役が3名です。監査委員会が指名した監査委員が中心となり、監査に関わる規則、規程に基づき、経営・業務執行の監視を行い、委員会へ報告しています。さらに監査委員は毎月行う執行役会に原則出席し、また、他の重要会議議事録の閲覧、重要な決裁書類等の閲覧や業務及び財産の状況等を調査しており、子会社についても、その業務及び財産の状況等を調査しております。

そして会計監査人とその調査結果をもとに監査の方針・方法について確認、打合せを行うとともに、会計監査の実施状況、監査結果につき、説明・報告を受け、意見交換を行い、財務諸表及び附属明細書につき検証しております。

なお、監査委員である内田善昭氏は、公認会計士の資格を有しております。

当社の内部監査体制は、監査委員会の職務を補助する監査委員会事務局として内部監査室があり、これとは別にフォローする部門として、品質カイゼン室、経理チーム及び総務チームが担当しております。監査委員会の指示のもと、業務処理や財産等の管理が適正に行われているか、それぞれの所轄範囲に応じ業務の適正、対応、ミスの発見、検査・検証をしております。

会計監査人は、興亜監査法人を選任しております。当社の監査業務を執行する公認会計士は、指定社員の近田直裕(継続監査年数6年)、氏家美千代(継続監査年数1年)の両名であります。さらに補助者として公認会計士7名が当社の会計監査を行っております。監査委員会とは、必要に応じて随時情報交換を行うことで、相互の連携をとり、監査体制の充実を図っております。

【独立役員関係】



独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

### 【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
-------------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

執行役を対象として当期純利益及び各執行役の業績への貢献度を勘案して支給。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

### 【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
(個別の執行役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を有価証券報告書において開示しております。全執行役の総額を有価証券報告書において開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬委員会は、取締役及び執行役の報酬の基準を公正かつ適正に定めることを目的とし、以下を取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する基本方針としております。

・取締役報酬

取締役が受ける報酬については、その主な職務が監督機能であることから固定金額とし、その支給水準については、経済情勢、当社の状況及び各取締役の職務の内容及び前年度の支給実績を参考にして相当な程度とする。

・執行役報酬

執行役が受ける報酬については、当社の業績向上へのインセンティブ及び生活保障の観点から、業績連動型報酬と固定金額報酬に分け、業績連動型報酬については、当期純利益の額及び業績への貢献度を勘案し、固定金額報酬については生活保障に見合った前年度の支給実績を参考にした相当水準とする。

### 【社外取締役のサポート体制】

当社は社外取締役をサポートする専従の部署及び社員はおりませんが、内部監査室を中心にサポートしております。総務チームを中心に取締役会及び各委員会開催時には、事前に付議案件の資料を配布したり、随時情報提供や補足説明を行う体制にしております。また、社外取締役の報酬は当社に生活を依存しない範囲の相応の金額とし、業績連動型にはしていません。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役数は9名(うち社外取締役7名)及び執行役8名により構成しております。

経営監視及び業務執行の仕組みとしまして、株主総会において選任された取締役で構成する取締役会が、重要な会社の意思決定と執行役の監督を行い、経営を監視し、また取締役会により選任された執行役が、担当業務ごとに、迅速で効率的な業務執行を行っております。

各委員会(指名委員会、報酬委員会、監査委員会)の概要としましては次のとおりです。また各委員会は、過半数が社外取締役で構成されており、その独立性も確保されております。各委員会及び取締役会は、原則2か月に1回開催し、それぞれ連携をとりながら、取締役会の監督機能を強化しております。

・「指名委員会」は株主総会に提出する取締役の選任及び解任議案を決定します。構成する委員は7名で、社内取締役が2名、社外取締役が5名です。

取締役候補者の選定基準

1. 社内取締役は、内規で定めます候補者選任基準や条件を満たす者。
2. 社外取締役は、内規で定めます候補者選任基準を満たし、独立性が確保された者。

・「報酬委員会」は取締役及び執行役の受ける報酬等を決定します。構成する委員は7名で、社内取締役が2名、社外取締役が5名です。

1. 取締役が受ける報酬は、その主な職務が監督機能であることから、固定金額として定めることとし、その支給水準は経済情勢、当社の状況及び各取締役の職務の内容及び前年度の支給実績を参考にして相当な程度とする。
2. 執行役が受ける報酬は、当社の業績向上へのインセンティブ及び生活保障の観点から、業績連動型報酬と固定金額報酬に分け、業績連動型報酬については、当期純利益の額及び業績への貢献度を勘案し、固定金額報酬は生活保障に見合った前年度の支給実績を参考にした相当な水準にしております。

・「監査委員会」は取締役及び執行役の職務執行の監査及び監査報告を行い、会計監査人の選任案及び解任案を決定します。構成する委員は3名で、社外取締役が3名です。監査委員会の指名した監査委員が中心となり、監査に関わる規則、規程に基づき経営・業務執行の監視を行い委員会へ報告しております。

当社における社外取締役の役割・機能

・社外取締役は、それぞれの専門知識・経験を当社の経営に活かすとともに、当社から独立した立場で意見を述べ、経営の透明性をより高める役割を担っております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は2005年6月に委員会等設置会社(2015年5月1日会社法改正により指名委員会等設置会社)へ移行しました。これにより、経営の執行と監督の分離を行い、執行役による迅速な業務決定を可能にするとともに、取締役会の監督機能の強化を図ります。また、社外取締役が過半数を占める「指名委員会」「報酬委員会」「監査委員会」におきましても、経営の透明性を高めることができます。

### 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	2023年3月期は、2023年6月24日(土)に開催しました。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	IRに関する資料は、 <a href="https://otakaki.co.jp/ir_new">https://otakaki.co.jp/ir_new</a> に掲載しております。	有



### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役、執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

代表執行役社長を責任者とし、内部監査室を担当部署として実行と継続的な改善を監督しています。そして、法務上・コンプライアンス上の問題を的確に管理・対応し経営及び業務執行の健全かつ適切な運営に資するための行動規範として設けています。

・「コンプライアンス・テスト」を作成しコンプライアンス教育

・6Sの徹底を促す規範

・業務カイゼン

・コンプライアンス上の違反行為等につき使用人が直接報告、相談する窓口としてコンプライアンスホットラインの設置

内部監査室を中心に連携の上、コンプライアンスの状況を監視します。これらの活動は、取締役会及び監査委員会へ報告することにしておりません。

また、職務分掌や職務権限を規程により定め、役割分担を明確にして業務の遂行を図るとともに、内部監査によりその運用状況のモニタリングを行っております。なお、規程につきましては、管理本部総務チームにおきまして必要に応じ改訂を行い整備しております。

2. 取締役及び使用人が監査委員会に報告するための体制

取締役及び使用人は、監査委員に対し、内部監査(グループ会社の監査も含む)の結果及び改善策、コンプライアンスホットラインの状況、その他当社及び子会社に重要な影響を及ぼす事項を報告し、報告を受けた監査委員は監査委員会へ報告することとしています。

3. 取締役、執行役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書処理規程に従い、取締役及び執行役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という。)に記録し、保存します。取締役、執行役、内部監査室は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとしています。

4. リスク管理に関する規定その他の体制

当社を取り巻く業務執行上の阻害要因・障害に対する基本的な方針及び管理体制をリスク管理規程に定めております。コンプライアンス、市場、信用、品質、情報等に係るリスクについて社長室及び管理本部総務チームはそれぞれの担当部署と協議の上、対応を行います。また、新たに生じたリスクについては、そのリスクに応じて取締役会、執行役会においての対応責任者を定めます。

5. 監査委員会の職務を補助すべき使用人の独立性

当社は、監査体制の確立のため「監査委員会の職務を補助する使用人に関する規定」を設け、当該使用人の執行役からの独立性を確保しております。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の代表者が出席するグループ会議を定期的開催し、職務の執行に関する報告を受けるとともに、コンプライアンスに関する情報を共有するほか、必要に応じて当社の関係部署と連携して課題解決に取り組んでおります。

7. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の提出に向け、内部監査室は内部統制システムの整備を行い、財務報告に係る管理体制をチェックし、状況の検証を継続的に行っていきます。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び子会社は、反社会的勢力との関係排除については、社会的責任および企業防衛から「社員倫理規定」に明記し、断固として対決することとしています。整備状況については、所轄警察署等との情報交換を行っています。さらに、「反社会的勢力対応マニュアル」をグループ各社へ周知徹底しております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社及び当社連結子会社の会社情報に関する適時開示に係る社内体制の状況は、以下の通りです。

当社は、指名委員会等設置会社であり、取締役会が重要な会社の意思決定と執行役の監督を行い、経営を監視し、取締役会により選任された執行役が担当業務ごとに権限が強化され、迅速で効率的な業務執行を行っております。

当社の適時開示に関する権限は、執行役に委譲されており、取締役会は、執行役の業務執行が適切になされているか監督しています。  
当社は、当社及び当社連結子会社に関する重要情報の開示について、関連法令、金融商品取引所の適時開示規則等に基づき、開示すべき重要な情報を網羅的に把握し、開示内容の正確性を確保し、迅速な公表を行うことを方針とし、所定の意思決定プロセスを経て、適時開示を行っております。

1)重要な決定事実に関する情報の開示について

適時開示の対象となる重要な決定事実については、規定に基づき、定時ないし臨時の取締役会または執行役会にて、決議されます。これを受けて、執行役管理本部長の指示の下、管理本部経理チームにて開示を行います。

2)重要な発生事実に関する情報の開示について

適時開示の対象となる重要な発生事実については、それぞれの部署を担当する執行役より、執行役会において、あるいは内容により直ちに代表執行役に伝達されます。これを受けて、執行役管理本部長の指示の下、管理本部経理チームにて開示を行います。

3)決算に関する情報の開示について

決算に関する情報については、管理本部経理チームが作成し、定時ないし臨時の執行役会が、承認・決定します。これを受けて、執行役管理本部長の指示の下、管理本部経理チームにて開示を行います。

一層指名委員会等設置会社体制を強化し、経営に対する監督機能と経営の透明性を高めてまいります。

